

議案第 3 2 号

平成 3 0 年度

香春町国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度香春町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度香春町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,330,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出

福岡県香春町長 筒井澄雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	繰入金	130,133	△752	129,381
	1 繰入金	130,133	△752	129,381
	歳 入 合 計	1,331,434	△752	1,330,682

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	28,048	△752	27,296
	1 総務管理費	26,843	△752	26,091
	歳 出 合 計	1,331,434	△752	1,330,682

歳入歳出補正予算
事項別明細書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 28,048	千円 △752	千円 27,296
歳 出 合 計	1,331,434	△752	1,330,682

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
		△752	0
0	0	△752	0

2 歳 入

9款 繰入金

△752千円

1項 繰入金

△752千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金	千円 130,133	千円 △752	千円 129,381
計	130,133	△752	129,381

節		説	明
区 分	金 額		
2 職員給与費等 繰入金	千円 △752	職員給与費等繰入金	千円 △752

3 歳 出

1 款 総務費

△752千円

1 項 総務管理費

△752千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 23,238	千円 △752	千円 22,486	千円	千円	千円 △752	千円
計	26,843	△752	26,091	0	0	△752	0

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 △452	○人件費	千円 △752
3 職員手当等	△22	・給料	△452
		職員給	△452
4 共済費	△278	・職員手当等	△22
		住居手当	87
		期末・勤勉手当	△169
		児童手当	60
		・共済費	△278
		共済組合負担金	△178
		退職手当組合負担金	△100

給与費明細書（国保会計）

一般職
 (1)総括

(単位:千円)

区 分	職員数 (人)	給与費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員 手当	計			
補正後	3 (0)		8,113	5,544	13,657	4,033	17,690	
補正前	3 (0)		8,565	5,566	14,131	4,311	18,442	
比較	0 (0)	0	▲452	▲22	▲474	▲278	▲752	

※ ()内は、再任用短時間勤務職員について外書き

(単位:千円)

職員手当の内訳	区 分	扶養 手当	地域 手当	通勤 手当	住居 手当	管理職 手当	超過 勤務 手当	期末 勤勉 手当	その 他の 手当
	補正後	120	0	48	621	0	1,500	3,075	180
	補正前	120	0	48	534	0	1,500	3,244	120
	比較	0	0	0	87	0	0	▲169	60

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	▲452	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	▲452	
職員手当	▲22	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	▲22	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職	技能職
平成30年6月1日現在	平均給料月額(円)	223,600	0
	平均給与月額(円)	246,267	0
	平均年齢(歳)	29.4	0.0
平成30年4月1日現在	平均給料月額(円)	236,367	0
	平均給与月額(円)	255,867	0
	平均年齢(歳)	30.5	0.0

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	147,100	144,500	147,100	144,500
大学卒	179,200		179,200	

ウ 級別職員数

区分	行政職			技能職			区分	行政職			技能職			
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	
平成 30年6 月1日 現在	1級	1	33.3%	1級			平成 30年4 月1日 現在	1級	1	33.3%	1級			
	2級	1	33.3%	2級				2級	1	33.3%	2級			
	3級	0	0.0%	3級				3級	0	0.0%	3級			
	4級	1	33.3%	4級				4級	1	33.3%	4級			
	5級	0	0.0%	5級				5級	0	0.0%	5級			
	6級	0	0.0%					6級	0	0.0%				
	計	3	100.0%	計				計	3	100.0%	計			

(級別の標準的な職務内容)

区 分	一般職	単純労務職
1級	主事、技師、保健師、保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士、管理栄養士の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
2級	主任主事、技師、保健師、保育士、幼稚園教諭、調理師、栄養士、管理栄養士の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
3級	係長、保育所長、主査、保健師、主任保育士、幼稚園主任教諭、主任調理師、主任栄養士、主任管理栄養士の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 相当困難な業務を行う用務員等の職務
4級	課長補佐又は相当困難な業務を所掌する係長、保育所長及び特に困難な業務を所掌する主査、保健師、主任保育士、幼稚園主任教諭、主任調理師、主任栄養士、主任管理栄養士の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 困難な業務を行う用務員等の職務
5級	会計管理者、課等の長又は相当困難な業務を所掌する課長補佐及び主幹の職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務
6級	会計管理者又は困難な業務を所掌する課等の長の職務	

エ 昇給

区分		合計	行政職	技能職	
補正後	職員数 (A) (人)	3	3		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3		
	号級数別内訳	1号給(人)	0	0	
		2号給(人)	0	0	
		3号給(人)	0	0	
		4号給(人)	3	3	
		8号給(人)	0	0	
比較 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			
補正前	職員数 (A) (人)	3	3		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3		
	号級数別内訳	1号給(人)	0	0	
		2号給(人)	0	0	
		3号給(人)	0	0	
		4号給(人)	3	3	
		8号給(人)	0	0	
比較 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.400 (2.300)	有	
補正前	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.400 (2.300)	有	
国の制度	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.400 (2.300)	有	

※ ()内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	

キ 地域手当

支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率(%)
—	—	—

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	行政職	技能職
給与総額に対する比較 (%)	—	—	—
支給対象職員の比較 (%) (平成30年6月1日現在)	—	—	—
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当・行旅死亡人取扱業務手当		

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	—
住居手当	異なる	持家分支給 月額2,500円(5年間)
通勤手当	同じ	—

